

三鷹市教育ビジョン 2022

(第2次改定)

令和2年3月
三鷹市教育委員会

はじめに

義務教育は、子どもたち一人ひとりの人格の形成と、民主的、平和的な国家・社会の形成者としての育成を目的としています。変化の激しい時代の中で、知識基盤社会を生き抜いていくためには、主体的な学習に取り組み、自ら考え、判断し、表現していく力を養うとともに、多様な他者との関係の中で、共に自らの資質・能力を生かし、よりよい課題解決を図っていくための力を育てていくことが求められます。

子どもたちの「確かな学力」「豊かな人間性」「共に生きていく力」を育むためには、学校教育だけではなく、家庭や地域の教育力、さらには、関係機関や企業等を含めたすべての力を結集していかなければ実現できません。三鷹市では、こうした認識に立ち、家庭、地域、学校、教育委員会が、共通の理解のもとに、それぞれの役割を果し、ともに子どもの教育を担っていくという考え方を大切にしています。

三鷹市教育委員会は、市民、保護者の願いや時代の要請を踏まえ、家庭、地域、学校が三鷹の子どもの「人間力」、「社会力」を共に培い、三鷹の教育の一層の充実を図るため、三鷹の教育がめざすべき基本的かつ総合的な構想として、平成18年12月に「三鷹市教育ビジョン」を策定しました。この「三鷹市教育ビジョン」に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を施策の柱とし、義務教育9年間を通して一貫カリキュラムにより、小・中学校が連携・交流し、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすとともに、学校、家庭、地域がともに手を携え、より一層充実した教育の推進を図ってきました。平成18年4月に、全国に先駆けて小・中一貫教育校「にしみたか学園」を開園し、平成21年9月には市内に7つある中学校区でコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開を達成しました。

三鷹市教育委員会は、こうした小・中一貫教育やコミュニティ・スクールの実践と成果を検証し、より一層の充実・発展を図るため、多くの市民、学校、そして子どもたちからの意見の反映に努めながら、平成24年3月に、新たな教育ビジョンとなる「三鷹市教育ビジョン2022」を策定し、平成28年3月には、時点修正的な第1次改定を行いました。

この度、第4次三鷹市基本計画（第2次改定）との整合を図るとともに、取り組みの成果と検証、法制度の改正や学習指導要領改訂等への対応を踏まえた時点修正的な改定を行い、「三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）」を策定しました。

これからも、教育ビジョンに掲げた施策の実現に向け、全力をあげて取り組んでまいりますので、保護者や市民の皆様には、ご理解とご支援をよろしくお願ひいたします。

令和2（2020）年3月

三鷹市教育委員会

目 次

第1 三鷹市教育ビジョン2022の第2次改定にあたって	1
1 三鷹市教育ビジョン2022の施策の方向	
2 三鷹市教育ビジョン2022の位置付け	
3 第2次改定の基本的な考え方	2
4 三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）の達成状況	3
5 計画期間	4
第2 目指す子ども像－「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成	5
第3 三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）の基本の方針としての5つの施策目標	6
第4 三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）の体系	8
第5 目標・重点施策の設定と取り組みの方向	10
目標I 地域とともに、協働する教育を進めます	
1 コミュニティ・スクールの機能の充実	
2 地域人財の育成と協働の推進	
3 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備	11
目標II 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します	12
4 小・中一貫教育の充実と発展	
5 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	13
6 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供	14
7 生活指導の充実	
8 教育支援の充実	15
9 幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進	
目標III 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます	17
10 学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進	
11 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成	
12 三鷹教育・子育て研究所の活用	18
目標IV 安全で快適な、充実した教育環境を整えます	20
13 子どもの安全・安心の確保	
14 防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備	21
15 環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用	
16 I C Tを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用	22
目標V 地域をつなぐ拠点となる学校をつくります	23
17 地域社会の拠点としての学校づくりの推進	
18 学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進	
19 家庭や地域の教育力の向上	
20 N P O・企業・大学・研究機関等との連携	24
(資料1) 三鷹市教育ビジョン策定までの経過	25
(資料2) 三鷹教育・子育て研究所の組織及び運営に関する要綱	26
(資料3) 「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」の開催実績	27

第1 三鷹市教育ビジョン2022の第2次改定にあたって

1 三鷹市教育ビジョン2022の施策の方向

三鷹市教育ビジョン2022は、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」を基本とし、その内容の一層の充実を図るとともに、地域をつなぐ拠点となる学校づくりを進め、学校を核とするコミュニティづくり（スクール・コミュニティの創造）を施策の方向とします。すなわち、三鷹市自治基本条例に定めるとおり、教育委員会が地域と連携協力して、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参加と地域の力を活かした創意工夫と特色ある学校づくりを進めるとともに、教育委員会と市長、地域が連携協力して、学校を核とするコミュニティづくりを進めていきます。

また、質の高い学びを目指し、指導方法の工夫により、必要な知識・技能の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した授業改善を進め、児童・生徒が自ら考え、判断し、表現する力を育み、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を図ります。そのために、これまで三鷹市が進めてきたキャリア・アントレプレナーシップ教育※や言語活動等の取り組みの一層の充実・発展を図ります。

あわせて、多様な教育的ニーズに対応し、子どもたちの個性や特性を最大限に發揮できる教育方法の推進を目指していきます。

※ キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していくこうとする起業家がもつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

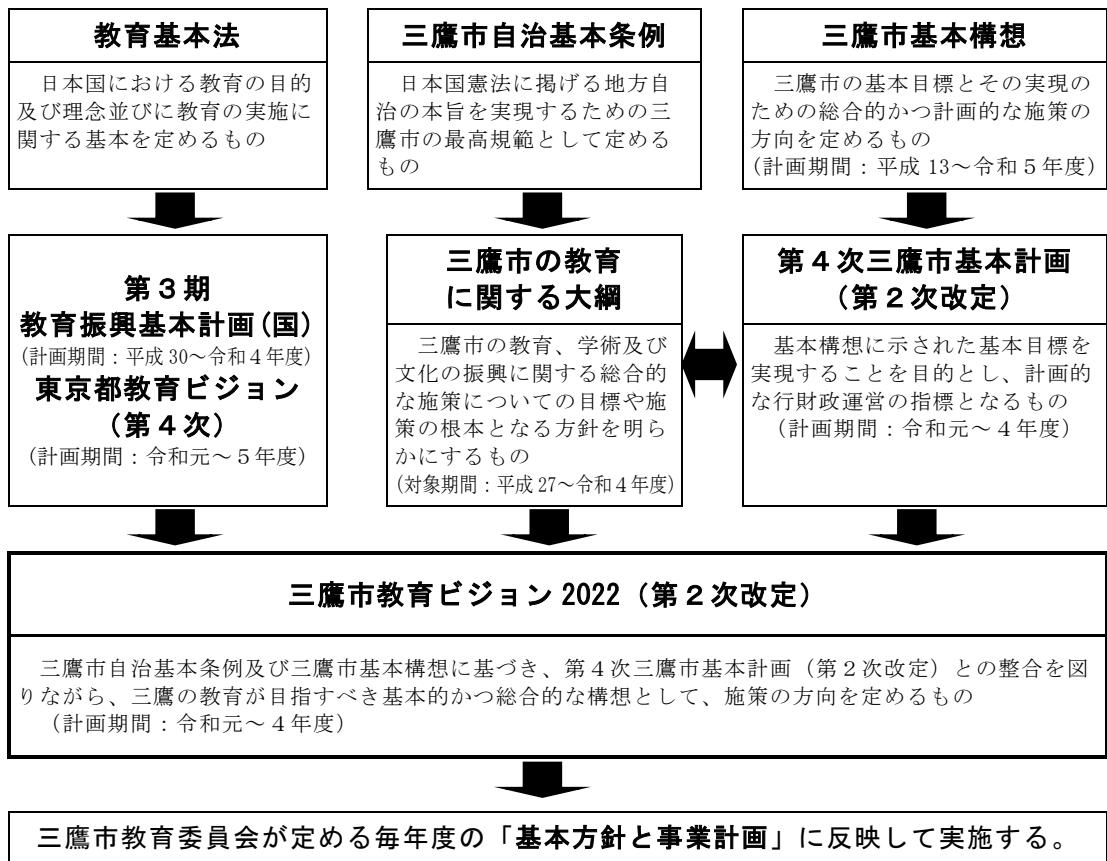
2 三鷹市教育ビジョン2022の位置付け

「三鷹市教育ビジョン2022」は、教育基本法及び国や東京都の教育振興基本計画を踏まえるとともに、三鷹市自治基本条例（平成17年三鷹市条例第17号）及び三鷹市基本構想（平成13年三鷹市議会議決）に基づき、第4次三鷹市基本計画との整合を図り策定しました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに設置された総合教育会議の中で、市長が教育委員会と十分な意思疎通を図りながら三鷹市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策として策定した大綱との整合を図っています。

そして、教育基本法で明示された教育の目的及び目標を踏まえ、その達成に向け、三鷹の教育がめざすべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるもので、三鷹市の教育振興基本計画としての位置付けをもつものです。

また、「三鷹市教育ビジョン2022」は、三鷹市教育委員会が年度毎に策定する「基本方針と事業計画」の基礎となるものであり、具体的な施策・事業の推進にあたっては、「基本方針と事業計画」の中で重点性を明確にし、計画的な推進を図ります。



3 第2次改定の基本的な考え方

三鷹市教育ビジョン2022は、前計画が、平成22年度末で計画期間が満了したことから、平成24年3月、第4次三鷹市基本計画の策定とあわせて見直しを行い、12年間の三鷹市の教育の方向性を示し、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育振興基本計画」としての位置付けをもつ、新たな教育ビジョンとして策定しました。

平成27年度、三鷹市教育ビジョン2022の前期が終了するに当たり、第4次三鷹市基本計画（第1次改定）との整合を図るとともに、前期における取り組みの成果と検証を踏まえた時点修正的な第1次改定を行いました。

令和元年度、第4次三鷹市基本計画（第2次改定）との整合を図るとともに、取り組みの成果と検証、法制度の改正や学習指導要領改訂等への対応を踏まえた時点修正的な第2次改定を行うこととします。

なお、具体的な施策の推進については、三鷹市教育委員会が年度毎に策定する「**基本方針と事業計画**」において、重点的に取り組む施策・事業を明確にし、計画的な推進を図ります。

4 三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）の達成状況

（1）コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育について

三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）に基づき、「人間力」と「社会力」を育む教育活動を充実させ、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通し、地域と協働のもと、教育活動の充実を図りました。法制度改正を活かし、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会に一本化とともに、市内全校を「小中一貫型小学校・中学校」とするなど、より一体感のある学園運営を推進しました。また、新学習指導要領を踏まえ、小・中学校9年間の連続性・系統性のある学習を通して、子どもたちの学力を一層向上させるため、「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」（以下「三鷹市小・中一貫カリキュラム」という。）を改訂しました。みたか地域未来塾の実施による、児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図るとともに、コミュニティ・スクール推進員等と連携した学校と学校支援ボランティアとの調整機能の強化に向けた取り組みを進めました。小学校全校に校内通級教室を設置し、拠点校からの巡回指導を開始するとともに、スクールソーシャルワーク機能を有する市スクールカウンセラーを中学校にも拡充し、小・中一貫した相談体制を整備しました。

（2）具体的な教育の取組成果について

各学校においては、教育の最前線にいる教員が、小・中一貫教育校の連携の中で、子どもたちの「人間力」・「社会力」の育成を図る中で学力向上に取り組み、小・中学校9年間を通じた全学年でのALT（外国語指導助手）による英語指導の充実、相互乗り入れ授業における小・中学校の教員による効果的指導の充実、小学校の教科担任制の実施による組織で子どもの指導に当たる体制の充実が図されました。

学校施設については、平成27年度に耐震化率100%を達成するとともに、長寿命化改修工事の計画的な推進に取り組んできました。空調設備についても、平成29年度に普通教室及び特別教室の整備率100%を達成しました。また、教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新を行い、学習効果の向上や教員の事務の効率化を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童・生徒が普通教室等でタブレット端末を利用できる環境整備を行いました。

（3）今後に向けた課題について

「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の実践を積み重ねる中で、今後は、教育活動や教育内容のより一層の充実が課題となってきます。これらを効果的かつ持続可能なシステムとしてより一層機能させ、市民に積極的に選ばれる公立学校としての存在感を示していくことが求められています。

コミュニティ・スクールとしては、教育ボランティアなど地域の協力を得て、授業をはじめとして教育活動の幅が広がっています。今後も、学校支援を継承してい

けるよう、地域の教育力の充実を図るとともに、学校支援に携わる人財の確保とスキルの向上の両面からさらに充実していくことが必要となります。また、コミュニティ・スクール委員会の協議の活性化や学校関係者評価により、学園・学校での教育活動の成果を検証し、改善を絶えず行えるよう、学校のP D C Aサイクルの確立による自律的な学園・学校経営を推進する必要があります。

三鷹市的小・中一貫教育校の基本的な仕組みや運用方法が示されている「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」（平成30年4月改定）の趣旨を各学園・学校で教育に携わる全ての人が十分に理解し、連携しながら着実に継続的な実践を積み重ねて成果を上げることで、小・中一貫教育の良さが、児童・生徒の姿を通して保護者にもより一層理解され、評価されるものと考えています。

これまでの実践で得られた成果を発信し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の趣旨を学校・家庭・地域が理解・共有し、当事者となって協働する効果的な取り組みを継続・発展していきます。さらには各学園・学校がコミュニティ・スクールとして、充実・発展し、地域で展開されているコミュニティ活動との連携が深まることにより、学校を地域の拠点であるプラットフォームとして、地域の人財が交流・循環していく、学校を核としたコミュニティづくり、すなわち「スクール・コミュニティ」の創造に向けた取り組みが今後の課題です。

5 計画期間

計画期間は、平成23年度から令和4年度までとします。なお、第2次改定計画の対象期間は、第4次三鷹市基本計画の第2次改定との整合を図り、令和元年度から令和4年度までとします。

第2 目指す子ども像－「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成

教育基本法では、日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、「個人の尊厳」や「公共の精神」を尊重するものとしています。そして「豊かな人間性と創造性」を備えた人間を育成し、「郷土を愛する」とともに伝統を継承しつつ「新しい文化の創造」を目指す教育の推進を掲げています。

三鷹市ではこうした考え方方に加え、三鷹市自治基本条例において、「郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築く」こととし、これから社会を生きる子どもたちは、様々な経験や体験を通じた学びや、人と人とのかかわりの中で、多様性を尊重しつつ、社会の一員としての役割を果たしながら生きていこと、文化の担い手ともなれるような豊かな人間性を育てていくことが強く求められます。

そのための基本としては単なる知識量や記憶力にとどまらず、課題を見つけ解決策を考えたり、責任をもって最後までやり遂げる力、人と円滑にコミュニケーションをとったり、他人を思いやり優しい愛情を注げる勇気や豊かな感性などのいわゆる「ヒューマンスキル」を身に付けることが重要です。

このようなことから、三鷹市では、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成することを目指した教育を推進することが必要であると考え、「人間力」、「社会力」を次のように定義し、その具体的な姿を示す「目指す子ども像」を三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）の目標として掲げ、取り組みを進めます。

- ・「人間力」

- ⇒ 基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え方判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力

- ・「社会力」

- ⇒ 社会とのかかわりをもち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、共に生きていく力

三鷹市教育委員会では、この「人間力」と「社会力」を身に付けさせるために、「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した学習を通して、児童・生徒が自ら考え、判断し、表現する力を育んでいきます。さらに、家庭環境などに左右されず、すべての子どもの学習権を保障するとともに、一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された教育の実現をめざし、確かな学力を保障する質の高い教育を充実します。

目指す子ども像

- ・ 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- ・ 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- ・ 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- ・ 自分の考え方をもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- ・ 國際的な視野とチャレンジする心をもち、積極的に社会や地域に貢献できる人

第3 三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）の基本の方針と しての5つの施策目標

三鷹市では、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を全市展開し、これを柱に、どの市立小・中学校においても、質の高い教育を提供し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう取り組みを進めています。「人間力」と「社会力」を兼ね備えた三鷹の子どもたちを育成していくためには、9年間の一貫した教育を、学校・家庭・地域がともに当事者として手を携え、義務教育を終えた15歳の姿に責任をもてるよう一体となって子どもたちの教育に力を注いでいくことが求められています。

こうした視点に立ち「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）」では、平成18年に策定した「三鷹市教育ビジョン」の成果と課題を踏まえ、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成し、目標である「目指す子ども像」を達成するための「施策の柱」となる以下の「5つの施策目標」を示し、その具体的な施策・事業として「20の重点施策」を設定しました。また、この中で、今後4年間で特に重点的に推進する施策を「最重点施策」として設定し、計画的な推進を図ります。なお、20の重点施策については第4の「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）の体系」を参照してください。

三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定） 5つの施策目標

目標I 地域とともに、協働する教育を進めます

「コミュニティ・スクールの充実・発展」のための施策を中心に、「地域とともに子どもたちを育てる」学校支援活動の充実と学校経営に保護者や地域の意向がよりよく反映される仕組みの充実など地域と協働する教育を進めます。

コミュニティ・スクールの制度という面では、すでに体制が整いましたが、この目標を達成するためにはより持続可能で発展可能なシステムの構築に取り組んでいきます。

【最重点施策】 重点施策1 「コミュニティ・スクールの機能の充実」

目標II 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します

「小・中一貫教育による質の高い教育の推進」のための施策を中心に、三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します。

そのために、三鷹市でこれまで推進してきた「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」をより効果的かつ持続可能なシステムとして機能させるための基盤整備と教育内容のより一層の充実を図ります。

【最重点施策】 重点施策4 「小・中一貫教育の充実と発展」

目標Ⅲ 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます

「学校・学園のマネジメント力の向上と教職員の育成」のための施策を中心に、学校・学園経営を円滑かつ効果的に推進できるよう、改善・充実を図り、教員のキャリア支援等を通して、三鷹にふさわしい教員を養成・育成し、子どもたちの学びをより一層豊かにします。

そのために、学園長・校長の経営マネジメント力向上の支援により、特色ある学園・学校づくりを推進し、学校教職員の力量を高め、より良い教育の実現を図る人財育成を図ります。

【最重点施策】重点施策 10 「学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進」

目標Ⅳ 安全で快適な、充実した教育環境を整えます

「安全・安心な教育環境の整備」のための施策を中心に、子どもたちが安全・安心で快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整備します。

具体的には、災害発生時に、保護者の安心感を高められるよう子どもたちの安全確保を徹底するとともに、学校施設の長寿命化改修工事やトイレ、空調設備改修の計画的な実施、体育館への空調設備の整備、ＩＣＴを中心としたこれからの効果的な教育の推進、また環境教育や防災教育などの充実を図ります。

【最重点施策】重点施策 13 「子どもの安全・安心の確保」

重点施策 14 「防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備」

目標Ⅴ 地域をつなぐ拠点となる学校をつくります

「学校を核とした地域づくりの推進」のための施策を中心に、コミュニティ・スクールの活動を通して、子どもを中心に、大人も集い、学べるような「学校」を核とした地域コミュニティである「スクール・コミュニティ」の創造を目指します。子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐことが求められています。

このことを達成するために、学校を拠点とした事業や地域開放を充実させるとともに、学校の防災拠点化を進め、「地域の学校」としての存在感を高めていくよう重点的に取り組みます。

【最重点施策】 重点施策 17 「地域社会の拠点としての学校づくりの推進」

第4 三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）の体系 施策目標 重点施策

目標I 地域とともに、協働する教育を進めます コミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域とともに子どもたちを育てる学校をつくります	1 コミュニティ・スクールの機能の充実【最重点施策】 ○コミュニティ・スクール委員会の充実 ○地域と協働した学校支援機能の充実
	2 地域人財の育成と協働の推進 ○三鷹ネットワーク大学と連携した地域人財の育成 ○地域人財による学習指導等の充実
	3 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備 ○組織的かつ継続的な学校支援を可能にするため、各コミュニティ・スクールへの支援の充実
	4 小・中一貫教育の充実と発展【最重点施策】 ○効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築 ○市民に期待される公立学校としての小・中一貫教育の充実 ○多様な教育方法による個別最適化された教育の推進
目標II 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します 三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します	5 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実 ○知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実
	6 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供 ○キャリア・アントレプレナーシップ教育をはじめとした多様な学習機会の提供
	7 生活指導の充実 ○小・中一貫した生活指導体制の確立 ○いじめ防止対策の推進 ○関係諸機関と連携した生活指導や家庭支援の推進
	8 教育支援の充実 ○教育支援の充実
	9 幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進 ○幼稚園・保育園と小学校の連携教育の推進 ○子ども政策部と連携した就学前から義務教育修了までの教育に責任をもつ施策の推進
	10 学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進【最重点施策】 ○自律した学園・学校経営体制の整備と、校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある教育の推進 ○学校評価・学園評価の充実
	11 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成 ○人財育成方針の推進と三鷹にふさわしい教員の配置 ○教員のキャリア支援と研修プログラムの充実 ○「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進
	12 三鷹教育・子育て研究所の活用 ○優れた教育実践の蓄積と活用の推進 ○教育・子育て研究所のシンクタンク機能の活用

施策目標	重 点 施 策
目標IV 安全で快適な、充実した教育環境を整えます 子どもたちが安全・安心な気持ちで快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整備します	<p>13 子どもの安全・安心の確保【最重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校における児童・生徒の安全の確保 ○通学路における児童・生徒の安全の確保 ○学校給食の充実と食育の推進及び市内産野菜の活用 ○学校における危機管理体制及び事業継続計画の確立 <p>14 防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備【最重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施 ○快適な学校環境の整備 ○児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保 <p>15 環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校のエコスクール化の推進 ○学校版環境マネジメントシステムの推進 <p>16 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校におけるICT利用環境の整備と活用 ○学校・学園ホームページの充実と学校・家庭・地域間の連携の推進
目標V 地域をつなぐ拠点となる学校をつくります 子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐ、学校を核としたコミュニティを創造します	<p>17 地域社会の拠点としての学校づくりの推進【最重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクール・コミュニティの創造に向けた学校を拠点とした事業の推進 ○生涯学習・芸術文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進 ○学校の防災拠点化の推進 <p>18 学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域子どもクラブ事業の充実 <p>19 家庭や地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域の役割の明確化と連携の強化 ○家庭における教育力の向上 <p>20 NPO・企業・大学・研究機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域の教育力の向上を目指した知的資源の活用

第5 目標・重点施策の設定と取り組みの方向

目標I 地域とともに、協働する教育を進めます

… コミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域とともに子どもたちを育てる教育を推進します

1 コミュニティ・スクールの機能の充実 【最重点施策】

○コミュニティ・スクール委員会の充実

- ・学園及び学校の運営に関して一定の権限をもつ協議機関として小・中一貫教育校である7つの学園に設置し、学園単位の学校運営協議会として一本化したコミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図り、より一体感のある学園運営を推進するとともに、熟議を通して保護者や地域の意向が学園運営により一層反映されるようにします。また、コミュニティ・スクールにおける協議の活性化や円滑な運営のためのコンプライアンス（法令遵守）の意識啓発を通して、より一層市民に信頼されるコミュニティ・スクールの実現を図ります。
- ・学園・学校運営の改善と発展を目指すため、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、学園・学校の教育活動の成果を検証し、絶えず改善につなげられるよう学校と地域が協働したP D C Aサイクルを確立し、マネジメント力を強化します。

○地域と協働した学校支援機能の充実

- ・地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するため、学園、学校、家庭、地域の一層の連携強化を図ります。
- ・コミュニティ・スクール委員会の広報活動の充実により、積極的に情報を発信し地域の理解を深めるとともに、学校支援者を拡大し、組織化を図りながら地域と協働した学校支援組織としての機能の充実を図ります。

2 地域人財の育成と協働の推進

○三鷹ネットワーク大学と連携した地域人財の育成

- ・三鷹ネットワーク大学と連携した研修機能の充実を図るとともに、市民や保護者が参加しやすい企画を通して、様々な地域人財を学校に迎え入れ、意図的・計画的な学校支援者の人財発掘と育成を推進します。特に、「学校支援者養成講座」において、教育ボランティア対象の講座を設定し、新たな人財の発掘を含めた教育ボランティアの質の充実を図るなど、学校のニーズに応じた地域人財の確保とスキルの向上の両面から推進していきます。また、コミュニティ・スクール委員対象の研修を実施し、コミュニティ・スクール委員会の役割と権限について、理解の共有を図ります。

○地域人財による学習指導等の充実

- ・教育ボランティア組織を統括するコミュニティ・スクール委員会の担当部会等で行っている、学校支援ボランティアの事務局的な機能の充実を図り、一緒に授業サポートや安全の確保、教育環境の整備など学校支援をしていただく地域の人財を確保するとともに学校支援への参画を推進することで、地域や保護者と協働して行う学習指導等の充実を図ります。
- ・児童・生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るために、大学生や地域人財が授業に参画する学校支援ボランティアや放課後の教室で学習支援に参画するみたか地域未来塾等の積極的な活用を推進します。さらに、地域子どもクラブや大学、企業、N P O 法人等と連携した放課後の学習支援機能の充実を図ります。また、部活動等の運動部や文化部の指導者について、地域人財の一層の活用を図り、地域と学校が協働した放課後の活動を充実させます。

3 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備

○組織的かつ継続的な学校支援を可能にするための、各コミュニティ・スクールへの支援の充実

- ・継続的かつ安定的な学校支援の条件整備を進め、学校を核としたコミュニティづくりを促進し、交流や循環を通してスクール・コミュニティの創造に向けた地域人財と学校をつなぐ役割を担うスクール・コミュニティ推進員（地域学校協働活動推進員）を各学校に順次配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化します。またスクール・コミュニティ推進員のリーダー的存在として統括スクール・コミュニティ推進員を配置し、効果的、効率的なコミュニティ・スクール運営の支援体制の充実を図ります。

目標Ⅱ 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します
…三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します

4 小・中一貫教育の充実と発展【最重点施策】

○効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築

- ・コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展のために、各学園の学園運営や教育活動が、効果的かつ持続可能に運営されるシステムを構築します。
- ・法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」として、学園長の権限の明確化など組織体制を強化しながら、学園長のリーダーシップのもとで一体感のある学園運営の充実を図ります。また、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づき、小・中相互乗り入れ授業を含めた学園内の教職員の交流や異校種への配置等、制度を生かした効果的な指導を充実します。
- ・小・中一貫教育の指導では、三鷹市小・中一貫カリキュラムの活用・実践により、学習のつまずきを解消し、見通しをもった質の高い授業を展開するとともに、教員研修の充実を図り、実効的に指導改善を進めます。三鷹市小・中一貫カリキュラムの指導効果を一層高めるため、全ての学園において各学園の実態・地域特性に応じた学園版カリキュラムを作成し、効果的な活用を図るとともに、指導事例の共有化を図ることにより、教員の指導力向上と「主体的・対話的で深い学び」、学校・家庭・地域が連携した「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。

○市民に期待される公立学校としての小・中一貫教育の充実

- ・児童・生徒の学力向上は市民が学校に期待する最大の願いです。三鷹市小・中一貫カリキュラムにおけるⅠ期（小1～4）、Ⅱ期（小5～中1）、Ⅲ期（中2～中3）の発達段階を意識した学習指導方法の工夫改善を各学園での学園研究に位置付け、三鷹市小・中一貫カリキュラムを検証し、指導法や教材の研究・開発を進めます。このことにより、履修するだけではなく、つまずきを克服し、児童・生徒が学習内容を習得する教育を推進します。また、三鷹市立小・中学校教育研究会での教科指導の専門性を高める研究活動支援を充実させ、児童・生徒の学力を伸ばす学習指導の充実を図ります。
- ・義務教育修了時の15歳の姿に責任をもつ、市民に選ばれる公立学校を目指して、小・中一貫教育校として連続性と系統性のある9年間の指導の効果を明らかにし、さらなる充実を図るために、三鷹市小・中一貫カリキュラムの評価・改善や各種学力調査を活用して児童・生徒の学習状況や学習習慣等の定着状況を的確に把握し、各学校の授業改善をP D C Aサイクルで効果的かつ継続的に推進する仕組みを整えます。

- ・各学校段階の修了時の学力をもとにした小・中一貫教育の効果検証を実施し、さらなる中学校教育の充実と進路指導の徹底により、三鷹の小・中一貫教育校で育った15歳の姿を示し、市民に積極的に選ばれる公立学校を目指します。

○多様な教育方法による個別最適化された教育の推進

- ・児童・生徒のもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、先進的な教育実践を参考に、ＩＣＴの活用なども含めた多様な教育方法を取り入れた個別最適化された学びを実現する指導に取り組みます。

5 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

○知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実

- ・三鷹市の学校教育では9年間の小・中一貫教育の中で、学びの連續性と系統性はもとより、新学習指導要領で求められる各教科等の見方・考え方を明確にした三鷹市小・中一貫カリキュラムによる学習指導を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、知・徳・体の関連に配慮しながら、さまざまな教育活動を充実させ、より一層「人間力」と「社会力」を兼ね備えた児童・生徒の育成に努めます。そして、そのことを通じ、幅広い知識と教養、真理を求める態度や豊かな情操と道徳心、健やかな身体を備えた、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育成します。
- ・知（学力）の側面では、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用等による授業改善の取り組みにより9年間の教育内容を充実させ、確実に学習内容の定着を図り、三鷹の子どもたちの学びのより一層の充実を図ります。各学校で、習得型学習の徹底、知識・技能を構築する活用型学習活動の充実、探究型学習活動を推進するとともに、ディスカッションやグループ・ワークなど児童・生徒の主体的・協働的な課題解決学習（PBL：プロジェクト・ベースド・ラーニング）※や双方向型の学習を進め、他者と協働して新しい価値を創造する力の育成を図り、児童・生徒が現代の社会で求められる学力を確実に身に付けられるようにします。特に、外国語教育については小学校第1学年の「英語活動」から9年間にわたる指導の充実を図り、国際社会で活躍できる人財の育成を図ります。また、ＩＣＴ活用推進モデル校での効果的なＩＣＴの活用事例を生かした学習を共有して実践するとともに、論理的な思考を身に付けるためのプログラミング教育を各教科等で推進していきます。
- ・徳（心）の側面では、豊かな心の育成や規範意識の向上のため、「特別の教科」として位置付けられた道徳の時間を要とする道徳教育や三鷹市小・中一貫カリキュラム（ＩＣＴ教育）に基づく情報モラル教育の推進、人権教育や防災教育の充実を図り、児童・生徒が生命尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力など、思いやりの心や、公共の精神を学び、社会生活の基本的なルールを身に付けられるようになります。
- ・体（体力）の側面では、健康・安全教育の充実、部活動の充実、食育の推進を図る

中で児童・生徒が基礎的な体力を身に付けられるように系統的な学習機会や「一校一取組」「一学級一実践」などの日常的な運動の機会の充実を図り、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができます。

※ プロジェクト・ベースト・ラーニング (Project-Based Learning)：複雑な課題や挑戦しがいのある問題に対して、少人数のグループでの自律的な問題解決・意思決定・情報探索などを通じて解決を目指す学習方法

6 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供

○キャリア・アントレプレナーシップ教育※をはじめとした多様な学習機会の提供

- ・三鷹市の学校教育では「人間力」・「社会力」を身に付けさせるために、児童・生徒に多様な学習機会を提供していきます。特にキャリア・アントレプレナーシップ教育※においては、コミュニティ・スクールの特性を生かし、地域人財、民間企業等との交流や、地域の伝統や文化に触れることで、我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをはぐくむ「三鷹地域学習」とともに、三鷹市小・中一貫カリキュラムで9年間の指導計画に位置付けて、学校での学びが社会につながることを実感できる学園版カリキュラムを策定し、「社会に開かれた教育課程」を実践していきます。その中では、児童・生徒が主体的・協働的に問題解決に取り組む学習を通じて、多様な大人とかかわりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成して、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間を育成していきます。
 - ・子どもたちの学びの充実を図るため、自然体験やボランティア活動の機会の充実、言語活動を基盤とした学習や読書活動の推進、ＩＣＴを活用した学習活動の充実、小学校1年生からのＡＬＴ（外国語指導助手）を活用した外国語活動、国立天文台、大学、企業、ＮＰＯ等と連携した理数をはじめとした様々な教育等、多様な学習機会の充実に努めます。
- ※ キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していくこうとする起業家がもつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

7 生活指導の充実

○小・中一貫した生活指導体制の確立

- ・小・中一貫教育校のメリットを生かし、各学園の生活指導方針に基づく指導が小学校・中学校で共に推進されるよう支援します。また、組織的な生活指導や関係機関との連携の充実を図り、より良い学校づくりに向けて児童・生徒が主体的に取り組もうとする意欲と態度を育てる健全育成を推進します。

○いじめ防止対策の推進

- ・いじめ問題に対しては、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための学校の組織的な対応を推進するとともに、児童・生徒の主体的な取り組みの充実を

図ります。また、「三鷹市いじめ問題対策協議会」において、いじめ問題への取り組みがより実効性をもったものとなるように点検・評価することで、いじめ防止対策を推進します。

○関係諸機関と連携した生活指導や家庭支援の推進

- ・スクールソーシャルワーカーの拡充により、就学前から義務教育修了まで（0歳から15歳まで）をカバーする教育相談体制を確立し、不登校、学校不適応の対応や子どもの貧困対策も含めた家庭支援を図る仕組みを活用しながら、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の福祉・保健・医療等の各機関との連携の強化を図ります。これまで通級指導学級が担ってきた不登校対応について、全市立中学校への校内通級教室開設を契機に適応支援教室A - Room※を設置し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援します。

※ 適応支援教室 A - Room：国や東京都等一般的には「適応指導教室」と呼ばれているが、三鷹市においては、学校生活に適応することを「指導」するのではなく、児童・生徒が感じている「困り感」に寄り添い、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう「支援」することを目指すことを主眼とし、「適応支援教室」と呼んでいる。A - Room のAには、3つの意味があり、Assist 支援する、Adjust 適応する、Advance 前進する、ということで、社会的自立、学校復帰に向けて、環境に適応し、前に進むことを支援する。

8 教育支援の充実

○教育支援の充実

- ・教育支援プラン 2022（第2次改定）に基づき、様々な子どもの状況に応じたきめ細かな教育支援の充実を図り、障がいのある子もない子も一人ひとりのニーズに応えられる教育支援を推進します。また、通常の学級においても教育的支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう教員に対する研修体制の充実を図るとともに、教育支援学級（固定制・通級制）、校内通級教室を担当する教員の専門性を向上するための研修体制を構築します。
- ・教育相談員、就学相談員、スクールソーシャルワーカー機能を有する市スクールカウンセラーによる小・中一貫した相談や支援の継続による児童・生徒や保護者への的確な支援を推進します。0歳からの教育支援を適切に行えるよう、市長部局、福祉・保健・医療等関係機関との連携、相談・支援体制の充実を図るため、子ども家庭支援センターなど福祉・保健・医療等関係機関と連携したスクールソーシャルワーカー機能の強化を図るとともに、子ども発達支援センターとの連携を図りながら就学前から切れ目ない継続的な支援を行います。

9 幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進

○幼稚園・保育園と小学校の連携教育の推進

- ・小1プロブレム等、小学校入学に際しての不安を解消して幼・保・小の段差を解消し、よりよいスタートが切れる環境を用意するために、就学前児童の小学校体験、

幼稚園教諭・保育園保育士と小学校教諭との活発な交流機会、就学前児童の保護者に対する説明会等を実施し、連携教育を推進していきます。また、幼・保・小の強固な連携により、就学前の学びを生かしたスムーズな小学校教育への移行に向けて、「小学校スタートカリキュラム」を実践し、教員や保育士等が共通理解のもと連携した取り組みを推進していきます。

○子ども政策部と連携した就学前から義務教育修了までの教育に責任をもつ施策の推進

- ・三鷹市ではこれまでも就学前から義務教育修了まで（0歳から15歳まで）の子どもの教育に責任をもつことを教育ビジョンに掲げてきました。今後も就学前児童の所管である子ども政策部と十分な連携を図るとともに、三鷹市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら子ども・子育て支援、教育施策の充実を図ります。

目標Ⅲ 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます

… 学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進できるよう、改善・充実を図り、教員のキャリア支援等を通して、三鷹にふさわしい教員を養成・育成し、子どもたちの学びをより一層豊かにしていきます

10 学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進【最重点施策】

○自律した学園・学校経営体制の整備と、校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある教育の推進

・各学園・学校で、自律的な学園・学校経営をコミュニティ・スクール委員会と協働で進める体制をより一層整備し、学園の教育計画に基づく各学校の教育課程の編成を通して特色ある学園・学校づくりを推進していきます。そのために、学校における事務機能の強化とチェック体制を確立した上で、学校の予算配分、人事、教育方法、学級編制などについての校長の裁量権の拡大を図ります。また、一体感のある学園経営を促進するために学園長の権限や人事面でのインセンティブの拡大を図ります。あわせて、各学校においては、今日的な課題に対応するために、若手教員を含めた教員の質の向上と、家庭・地域など学校外とのより一層円滑で、緊密なネットワークによる連携が求められていることから、校長の強いリーダーシップのもと、学校の実情に則した特色ある学校経営を推進します。

○学校評価・学園評価の充実

・学校・学園における自律的な運営を推進するために、学校評価・学園評価の機能を充実させ、学校運営、学園運営の改善に反映させるP D C Aサイクルを確立します。コミュニティ・スクール委員会とともに毎年度実施する、学校関係者評価及び学園の評価・検証結果を踏まえ、学校で学ぶ当事者である児童・生徒の意見や地域・保護者の意向を十分に反映させた、継続的な学園・学校の改善を図ります。

11 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成

○人財育成方針の推進と三鷹にふさわしい教員の配置

・三鷹市にふさわしい意欲ある教員の配置を進めるため、コミュニティ・スクール委員会が任命権者に意見を述べ、三鷹市の求める教員の配置を促進します。また、社会人・学生向けの教員のインターンシップ制度である「みたか教師力養成講座」を充実させ、優秀な修了者の三鷹市立小・中学校への配置がより一層進むよう東京都教育委員会との協議を促進していきます。こういった一連の施策を推進すると同時に、「みたか教師力鍛成講座」や職層に応じた研修、新たに三鷹市に配属された教員への研修の実施など、「三鷹市立学校人財育成方針」に示したキャリアパス※に

沿ったキャリア支援を展開することで優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進し、三鷹の子どもたちのために教育指導の充実を図ります。

※ キャリアパス：職務の中で人財が最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデル、仕事における専門性を極める領域に達するための一連の職場や職種、あるいはその目的のための職場を異動する経歴のこと。

○教員のキャリア支援と研修プログラムの充実

- ・三鷹ネットワーク大学等との連携により、民間等の人財育成手法を活用した、校長、副校長、主幹教諭等を対象とした学校組織マネジメント能力の向上のための研修講座、教員の専門性向上を図る継続的な研修講座を開設し、「三鷹市立学校人財育成方針」と連動した教員のキャリアに応じた資質・能力の向上に努め、三鷹にふさわしい教員のキャリア支援と教員としてのキャリア形成上求められるコンプライアンス（法令遵守）の意識啓発を推進します。
- ・教育公務員としての服務規律の徹底を図るとともに、社会的な常識と教員としての高い倫理観をもつ人財を育成します。

○「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進

- ・教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を確保することで、教員の最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注ぎ、学校教育の質を向上していくために策定した「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や都の施策と連動して、教員が担うべき業務に専念できる環境の整備、教員の意識改革、部活動の適正化を柱に、保護者や地域の理解を得ながら学校の業務改善や意識改革を行うことで学校における働き方改革を推進します。

12 三鷹教育・子育て研究所の活用

○優れた教育実践の蓄積と活用の推進

- ・三鷹市立小・中学校での優れた教育実践を各学校や各教員が共有し、更なる教育活動の充実を図るため、研究奨励校や研究協力校、各学園の研究組織、そして三鷹市立小・中学校教育研究会等と連携し、教員用ネットワークを活用して研究成果を蓄積し、各学校での活用を推進する仕組みづくりを進めます。

○教育・子育て研究所のシンクタンク機能の活用

- ・これからの中を見据えた新しい教育課題に対応するため「三鷹教育・子育て研究所」のシンクタンク機能を活用し、三鷹のこれからの教育について考え、より良い教育への提言を三鷹市から発信する機能の充実を図ります。また、研究所からの提言を受け、毎年度の事業計画等に位置付け実施していきます。
- ・三鷹市の「小・中一貫教育」や「コミュニティ・スクール」についての研究を行うなかで、三鷹市の学園の状況を踏まえた課題解決方法の開発を行い、三鷹の子どもたちの教育に生かすとともに、情報を積極的に発信していきます。また、就学前教育と学校教育の連携に関する研究を行い、子ども政策部や三鷹ネットワーク大学と

連携し、就学前から義務教育修了までの連續性と系統性のある一貫した教育を推進します。

目標Ⅳ 安全で快適な、充実した教育環境を整えます

…子どもたちが安全・安心な気持ちで快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整備します

13 子どもの安全・安心の確保【最重点施策】

○学校における児童・生徒の安全の確保

- ・学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用や、防犯カメラ、非常通報装置「学校 110 番」などの適切な運用により、学校における児童・生徒の安全を確保していきます。また、児童・生徒への安全教育、防災教育のより一層の充実を図り、危険を予測し回避する能力と、非常時に備え、自らの安全を確保する力を育てます。
- ・東日本大震災で提起された放射性物質などによる児童・生徒への学校での環境影響については、情報の把握と提供に努めながら、様々な状況に応じた適切な対応を図ります。
- ・夏季における熱中症等の防止対策では、暑さ指数（W B G T）等を運動の中止や変更の判断基準とし、児童・生徒の健康や安全への配慮を図ります。

○通学路における児童・生徒の安全の確保

- ・三鷹警察署、安全安心・市民協働パトロール、みたか子ども避難所や、地域における防犯活動などとの連携強化により、通学路を中心とした児童・生徒の見守りと安全の確保に努めます。また、学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全確保の強化を図るため、東京都の補助事業を活用し、すべての市立小学校の指定通学路に防犯カメラを設置しました。今後も防犯カメラの適切な運用、管理を行うとともに、学校と地域等が連携した防犯力の向上が図られるように取り組みを進めていきます。

○学校給食の充実と食育の推進及び市内産野菜の活用

- ・安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、学校給食調理業務の委託化を進めます。安全で良質な食材の使用を推進するとともに、多様な給食形態の提供などを通じ、食育を推進していきます。
- ・学校給食における市内産野菜活用推進のため、JA東京むさしと連携し、市内産野菜の使用率向上に向けた具体的な改善方策の検討を進めます。また、食物アレルギー疾患対応マニュアルと学校生活管理指導表を基本とした児童・生徒の安全管理の一層の徹底を図ります。

○学校における危機管理体制及び事業継続計画の確立

- ・災害発生時における学校教育活動の早期復旧を実現し、児童・生徒の安全安心を確保するため、学校分野に関する「事業継続計画（震災編）」の策定とともに、そのための体制整備に取り組みます。

1 4 防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備【最重点施策】

○学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施

- ・全市立小・中学校の校舎・体育館の耐震補強工事は平成 27 年度に完了し、耐震化率は 100%を達成しました。今後は、施設の長寿命化及び防災機能強化を図るため、「防災都市づくり方針（仮称）」を踏まえ、公共施設の建替え・改修の基本的な方針と優先順位の考え方等を示した「新都市再生ビジョン（仮称）」の中で、「学校施設長寿命化計画（仮称）」を策定し、長寿命化改修工事を計画的かつ効果的に実施します。

○快適な学校環境の整備

- ・快適で居心地のよい学習環境で児童・生徒が学習できるよう、学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化を推進するとともに、老朽化した空調設備を計画的に更新します。また、夏季の熱中症対策を含めた環境整備、避難所としての機能強化を図るため、学校体育館への空調設備の整備を推進します。

○児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保

- ・下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）開発事業への対応として、平成 30 年 1 月に「下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針」を定め、平成 31 年 2 月に「三鷹市立学校の通学区域に関する規則」の改正を行いました。児童数の増加が見込まれることから、動向を注視しつつ必要な対応を図ります。また、学級編制基準の見直しに関する国や東京都の動向等を注視するとともに、全市的に児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進めます。

1 5 環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用

○学校のエコスクール化の推進

- ・学校施設の長寿命化改修工事等にあたっては、環境に配慮した施設となるよう、省エネルギー・省資源化を図るとともに、環境教育への活用を進め、自然を大切にし、環境の保全に寄与する児童・生徒を育てていきます。また、ヒートアイランド現象の緩和、夏場の学校内の気温上昇対策として、市立小・中学校校庭等の芝生化を推進します。芝生の維持管理については、学校・家庭・地域との連携により協働して取り組んでいきます。

○学校版環境マネジメントシステムの推進

- ・平成 24 年 5 月より全校に導入した学校版環境マネジメントシステムについて、学校における環境教育や省エネルギー活動の推進など、環境負荷の低減に向けた取り組みをより効果的かつ効率的に推進するため、児童・生徒の環境意識の向上と主体的な環境行動の促進を図ります。

16 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用

○学校におけるICT利用環境の整備と活用

- ・平成30年度の教育ネットワークシステム更新により導入したタブレット端末や授業支援アプリケーションの利用促進を図るとともに、今後のICT環境を見据え、ICT活用推進モデル校の実践等により、「主体的・対話的で深い学び」を実現するICTの効果的な活用に向けた教員研修や授業研究を推進し、教育内容の充実を図ります。
- ・教員の校務事務の効率化を図るため、デジタル教材・教具の活用策の検討、校務支援システムの活用、教職員の研修サポート体制の整備を図ります。また、小学校のプログラミング教育の必修化や外国語教育の教科化など学習指導要領の改訂への対応を踏まえたICT環境・機器の整備を進めます。
- ・教育ネットワークシステムのセキュリティ対策と合わせ、更なる教職員のセキュリティ意識の向上を目指して、引き続き研修等を実施するとともに、平成28年6月に策定した「三鷹市立学校情報セキュリティ基本方針」の運用を行い、学校が保有する情報の保護と適切な管理を図ります。

○学校・学園ホームページの充実と学校・家庭・地域間の連携の推進

- ・学校・家庭・地域間の情報共有基盤として重要な役割を担っている学園及び学校のホームページについて、その内容の充実及び迅速な情報提供を図るとともに、引き続き、教職員の研修等を充実させ、利活用を進めます。
- ・学校・家庭・地域間の連携の強化を図るため、緊急時や災害時等における学校から家庭への連絡手段として平成27年度に導入した小・中学校緊急時等情報配信システムの活用を継続し、学校・家庭・地域間の連携を推進します。

目標V 地域をつなぐ拠点となる学校をつくります

…子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐ、学校を核としたコミュニティを創造します

17 地域社会の拠点としての学校づくりの推進【最重点施策】

○スクール・コミュニティの創造に向けた学校を拠点とした事業の推進

- ・三鷹市が推進する「コミュニティ創生」施策と連動し、児童・生徒にかかる既存の地域組織と十分な連携の下、地域をつなぎ、「学校を核としたコミュニティ」の拠点となる各学校への支援を行います。具体的には、放課後や土・日曜日、長期休業日等に 学校施設を拠点とした市民が集える、様々な学習や交流の機会の提供を子どもの育成事業に携わる市長部局、地域諸団体等と連携して実施できるようにしていきます。

○生涯学習・芸術文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進

- ・地域における生涯学習や芸術文化、スポーツなどの活動を促進するため、校庭や体育館など、学校施設の地域開放を推進します。また、地域人財等を活用し、地域向けの文化やスポーツ活動を推進します。

○学校の防災拠点化の推進

- ・災害時の避難場所としての機能充実の観点から、避難所の設置・運営に係る施設設備について、長寿命化改修工事等に併せて一層の充実を図るとともに、初動から避難所運営、早期復旧までの危機管理体制を構築し、防災拠点としての機能強化を図ります。

18 学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進

○地域子どもクラブ事業の充実

- ・放課後や土・日曜日に、子どもたちが安全に安心して文化・スポーツ活動や自由遊びができるよう、学校を拠点とした子どもの居場所づくりを保護者、地域団体、学校等との連携により進めます。また、事業の担い手の支援や地域の人財の積極的な活用を図り、安定した運営を目指します。

19 家庭や地域の教育力の向上

○学校・家庭・地域の役割の明確化と連携の強化

- ・教育基本法には子どもの教育についての第一義的責任を有するのは保護者であること、学校・家庭・地域住民等は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めると明記されています。コミュニティ・スクールとして学校と家庭・地域が一体となって子どもを育てていくためのそれぞれに求

められる役割を明確にして、学校・家庭・地域の目指す教育理念の共有化を図り、地域の子どもを地域ぐるみで育てる仕組みを整えるために、「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）を踏まえた「学園版スタンダード」の取り組みや、今日的な課題への対応として三鷹市小・中一貫カリキュラム（ＩＣＴ教育）と連動した情報モラルの向上の取り組み等を支援していきます。

○家庭における教育力の向上

- ・三鷹市立小・中学校 22 校において、PTAが主体的に企画、運営に関わり、学校・家庭・地域がともに考えあう機会として開催している「家庭教育学級」の充実を図ります。また、家庭における教育力の向上を図るために、子どもたちの生活習慣、学習習慣に着目した「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）の普及・啓発を図り、家庭における実践を奨励します。

20 NPO・企業・大学・研究機関等との連携

○家庭や地域の教育力の向上を目指した知的資源の活用

- ・家庭や地域の教育力の向上を図り、三鷹の目指す教育を実現するため、三鷹ネットワーク大学、「三鷹教育・子育て研究所」をはじめ、NPO、企業、大学、研究機関等と積極的に連携し、専門機関の知見を活用した教材・教育方法や研修プログラム、評価・検証システムの開発等を行います。

(資料1)

三鷹市教育ビジョン策定までの経過

平成22年6月11日

教育・子育て研究所に三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会を設置

平成22年6月17日

第1回「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」を開催

(平成23年2月16日までに6回開催)

平成23年3月26日

教育・子育て研究所「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」より提言として

「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会報告書」を三鷹市教育長に提出

平成23年4月6日

教育委員会定例会にて「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会報告書」を報告

平成23年6月

東京大学との連携による「三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育についての保護者アンケート」の実施

平成23年7月9日

三鷹の教育の未来を考える「みたか子ども熟議」の開催（児童・生徒51人が参加）

平成23年7月12日

コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会にて意見交換

平成23年7月27日

臨時校長会にて校長との意見交換

平成23年8月26日

定例校長会にて校長からの意見聴取

平成23年9月9日

教育委員会協議会にて三鷹市教育ビジョン2022（骨格案）について協議

平成23年9月

骨格案の教職員への周知と各校の意見を踏まえた校長からの意見聴取

平成23年10月～11月5日

骨格案についての市民からの意見募集を実施

平成23年10月20日

骨格案について三鷹市公立学校PTA連合会との意見交換会

平成23年10月30日～11月17日

コミュニティ・スクール委員会での骨格案についての意見交換（全7学園で実施）

平成23年11月16日・平成23年12月5日

教育委員会協議会にて「三鷹市教育ビジョン2022（素案）」について協議

平成23年12月～平成24年2月

三鷹市教育ビジョン2022（素案）の教職員への周知

各校の意見を踏まえた校長からの意見聴取

各コミュニティ・スクール委員会での説明及び意見聴取

平成24年1月6日から1月26日まで

「三鷹市教育ビジョン2022（素案）」についてパブリックコメントを実施

平成24年3月5日

教育委員会定例会にて「三鷹市教育ビジョン2022（案）」について協議

平成24年3月23日

教育委員会臨時会にて「三鷹市教育ビジョン2022」を承認

(資料2)

三鷹教育・子育て研究所の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三鷹市及び三鷹市教育委員会との間に締結する「三鷹教育・子育て研究所の共同設置に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づき設置する三鷹教育・子育て研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究課題等)

第2条 研究所は、次に掲げる事項(以下「調査研究課題等」という。)について調査、研究及び提言を行う。

- (1) 三鷹市における教育・子育て支援のまちづくりに関すること。
- (2) 三鷹市教育ビジョン及び三鷹市子育て支援ビジョン等の策定に関すること。
- (3) 教育・子育て支援における職員等の人財育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育・子育て支援の課題に関すること。

(所長及び副所長)

第3条 研究所に所長及び副所長を置く。

- 2 所長は、三鷹市教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 副所長は、三鷹市子ども政策部担当副市長をもって充てる。
- 4 所長は、所務を総理し、研究所を代表する。
- 5 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代理する。

(研究員)

第4条 研究所の研究員(以下「研究員」という。)は、次に掲げる者のうちから、所長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治体職員
- (3) 教員
- (4) 一般市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、所長が特に認める者

- 2 研究員の任免は、所長が行う。

(研究員の任期等)

第5条 研究員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 研究員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、研究員としての資格を失うものとする。

(調査研究の方法)

第6条 研究員は、調査研究課題等について、相互に連携を図りながら、調査及び研究を行ふものとする。

- 2 所長は、調査研究課題等に関する調査及び研究を他の研究機関等に委託することができる。

(研究会)

第7条 所長は、必要に応じ、調査研究課題等別に分科会を設置することができる。

(研究成果等の帰属)

第8条 研究成果等の帰属については、その都度協議を行い、これを定める。

(事務局)

第9条 協定書第2条の規定に基づき、研究所の事務局を三鷹ネットワーク大学推進機構に置く。

- 2 研究所の事務局職員には、必要に応じて三鷹市職員等を充てることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

(資料3)

「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」の開催実績

回数	開催年月日、時間、場所	検討テーマ
1	平成22年6月17日(木) 17:30～19:00 於：三鷹ネットワーク大学	三鷹教育・子育て研究所について 「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」の今後の進め方について 三鷹市の教育の現状と教育ビジョンの見直しに向けた視点
2	平成22年8月24日(火) 14:00～17:00 於：三鷹市教育センター	第1回「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」会議録要旨の確認について 三鷹市教育ビジョンの達成状況について
3	平成22年10月12日(火) 17:00～19:00 於：三鷹ネットワーク大学	第2回「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」会議録要旨について 社会教育委員会会議提言 三鷹市教育ビジョンについての意見発表
4	平成22年12月17日(金) 16:00～18:00 於：三鷹ネットワーク大学	第2回「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」会議録要旨について 三鷹市教育ビジョンについての意見発表
5	平成23年1月20日(木) 17:00～19:00 於：三鷹ネットワーク大学	第3回「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」会議録要旨について 三鷹市教育ビジョンについての意見発表 教育ビジョン見直しに係る論点整理
6	平成23年2月16日(水) 17:00～19:30 於：三鷹ネットワーク大学	教育ビジョン見直しに関わる提言について